

平成28年塩尻市議会9月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成28年9月15日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第2号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出2款総務費、9款消防費、
第2条債務負担行為補正

議案第16号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

陳情9月第3号 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情

(継続審査) 陳情6月第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情

○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明者 福澤 正人 君

○議会事務局職員

事務局長	青木	隆之	君	事務局次長	横山	文明	君
議事調査係長	藤間	みどり	君				

○委員長 それでは、昨日に引き続きまして、総務生活委員会を開会いたします。本日の委員は、委員全員出席しております。

議案第2号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第2号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 済みません、冒頭2点お願いをいたします。きのうですね、1点目ですけども訂正でございます。柴田委員さんからの御質問で、決算カードを私紛れてしまって探している最中に、誤って答弁をしてしまいました。経常収支比率の御質問でございます。臨時財政対策債が交付税だったところに対応する比率は、括弧書きのほうですと答えてしまったんですけども、括弧書きのほうは、分子の経常的な一般財源の中に臨時財政対策債が含まれていない計算でございます。括弧なしのほうは、分子に臨時財政対策債を含めて計算しておりますので、臨時財政対策が交付税だったところに対応する比率というのは、括弧なしのほうでございますので、訂正をお願いいたします。

それから2点目でございます。永田委員さんからの生活保護費の返還金について、未収金の状況について御質問がございました。本日、担当の福祉課長が来ております。委員長さんから福祉課長の出席の許可をいただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですね。はい、許可をします。

○財政課長 それでは、福祉課長からお答えしますので、よろしく申し上げます。

○福祉課長 決算書の56、57ページにございます民生費の雑入の関係、生活保護返還金の収入未済の内訳でございますが、その収入未済額2,756万570円のうち現年度分でございますが、11件で511万3,000円余、それから過年度分といたしまして68件、金額にして2,058万8,000円余となっております。合計で79件となっております。

あと状況でございますが、主な要因としましては各種年金の遡及がありまして、一時的に入ったとか、それから失業保険金、それから生命保険等の保険金、それとか就労の未申告等が主な要因でございます。回収につきましては督促や催告等を適切な時期に行っておりますけれども、生活保護を外れた方は、大体低所得の方が多いものですから、金額にしては1万円以下というような金額が多いですけども月々分割をしてですね、やって努力しているところでございますが、なかなか本人様の収入が少ないために回収が難しい状況となっておりますが、居住地の調査や相続人の調査などをしまして、法に従って回収について努力しているところでございます。私からの説明は以上でございます。

○永田公由委員 努力されてることはわかりますけど、この中に不正受給というのはありますか。この、いわゆる79件、約80件の中に。

○福祉課長 私どものほうで言う不正受給というものはございませんが、ただ本人が収入の申告等を遅れて、後からわかって分割していただいているというようなケースはございますが、悪質なものはございません。

○永田公由委員 それともう1点ね。この2,750万円のうち、国へ返還された分というのはどのくらいです

か。

○**福祉課長** 国へ返還と言いますか、もう申請のときにそういうものが発生しますと、その額を恐らく差っ引いて申請するようにはしておりますので、そんなような対応となっております。

○**永田公由委員** いいです、わかりました。

○**永井泰仁委員** 関連でお願いします。今、この生活保護の実態や何かを把握する中で、ケースワーカーが個々的には全部対応してると思うんですが、職員1人当たり、今、何世帯ぐらい対応してますか。

○**福祉課長** 生活保護世帯が244世帯ですので、職員が、その係は5名ですので、ちょっとその人によってその地区別でイコールではありませんけども、平均すると50世帯ぐらいは担当しているかと思います。

○**永井泰仁委員** これまで問題が生じた場合には、ケースワーカー1人に任すではなくて、私がかつてやったころは、月1回ケースワーカー全員寄って、自分の担当しているところでもめてるケースとか、問題になったケースを話し合っ、それで1人だけじゃなくて2人か3人いて、そこへ行ってまた説得をして話をすると。これには必ず、課長と部長はいいということですが、部長が法律で言う福祉事務所長になるわけですから、一番の責任者なものですから、その辺のところの采配をして、過年度分68件、約2,000万円余ということですが、これはやっぱり指摘をしたり注意しなきゃいけない。今、言ってきた年金だ、遡及だ、あるいはまた就労だっていうようなね、そういうケース漏れが出るんでということで、接触して話をするときには生活状態とか、そういうのが変わってたりすれば気がついてくると思うんで、特に問題になるのは年に1、2件、このケースについてはどうだろうかということですが、これみんなあれですか、県の監査で指摘をされたりして、これはみんな返還をしると、こういうふうには指摘されたものか、あるいはケースワーカーそのものが気がついたのか、それぞれケースは違うでしょうけど全体としてはどういうことがきっかけでしょうか。

○**福祉課長** こちらのほうは、毎年不正受給を防ぐために毎年課税調査を行っておりますので、そうした中で発見されたものが多くなっております。それから、それにあわせて収入申告等の必要性や、そういうものを定期的な訪問をしているものですから、そういうときも含めまして、窓口等も含めまして、収入申告の必要性とか、そういう収入があったら必ず報告するようになっていうことは、常々、指導するようにはしております。

○**永井泰仁委員** いずれにしてもね、返還をしてもらうとか、問題を生じたところについてはもうわかっているわけですから、しっかりまたケースワーカーの皆さんも訪問したり、あるいはちょっと生活状態が変わってるなあっていうことで、市のほうでは、ケースワーカーは何月何日の何時ごろお伺いをしますって、事前に調整して行くもんですから見にいったって、ときにはね、いろんなものが、余分なものがあったり、見えちゃいけないものはどっかへほかっておいたりでね、ただ、表立った指導きりになっちゃいますけど、そういうちょっとこれは変だっていうのは、私どものやったころは、地元の民生委員さんをお願いをして、ある程度一定期間どういう生活の状態かっていうことも把握して、これは変だぞっていうのをつかめばね、こちらから行ってどうだということ、大ごとにならないような段階できちっと指導したもんですから、ちょっとその辺のケースワーカーが単なる事務的に訪問をして事務的にこうで、今度は税金のときにチェックをしたらこうだったっていうようなケースじゃなくてね、普段の中でもう少しそういうことを、普段と生活状態が変わっているのかどうなのかとか、いろんな対話の中で雑談のように見えるけど、ある意味誘導尋問をする中で生活の状況がわかるようなことを、ケースワーカーは専門職ですから、そういうことをやって過年度分もできるだけ早く防ぐようにやらないと、私ども

10年前と比べてみると何でこんなに件数もふえたり、過年度分は急にここ10年でふえたか、ちょっとその辺がいろいろ言うわけじゃないですけど、職員の日ごろの対応をもうちょっと厳しくしたり、気働きをしてね、難しいケースはみんなでもって知恵を出して対応策を考えると、こういうことでぜひ改善してほしいと思いますが、心づもりはどうでしょうか。

○福祉課長 ちょっと先ほど申しそびれましたけれども、ケース会議というのをほぼ毎週ぐらいやってまして、その中で各ケースワーカーと連携しまして難しいケースをみんなで話し合っ、今のようなケースもやっておりますので、そのようなことを踏まえまして、委員さんからいただきました意見も肝に銘じまして努力してまいりたいと思います。

○委員長 この件は、よろしいですか。

それでは、議案第2号の説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号の塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。先に決算説明資料の方で概要を御説明したいと思います。決算説明資料の89ページをお願いいたします。89ページに概要ありますけれども、まず国民健康保険の加入の被保険者数につきましては、年平均ですけれども1万6,839人ということで、前年度対比では3%の減でございます。人口に占める加入率というのは25.0%となっております。世帯数につきましては9,712世帯で、前年度対比では1.3%の減、世帯に対する加入率については36.3%という状況でございました。

歳入の決算額につきましては87億4,464万419円ということで、金額としては、前年度対比で16.6%の増となりました。この歳入の主な増額要因ですけれども、長野県国保連合会が事業主体となっておりまして、保険財政共同安定化事業というものの対象医療費が拡大されたことによりまして、共同事業交付金、これが前年度対比で126.7%、9億9,000万円余ふえたことなどが主な要因となっております。そのほか医療給付費が増額しておりまして、それに伴います国庫負担金・補助金、これが前年度対比で16.2%の増の18億円余り。それから県負担金・補助金が3.7%増の3億7,000万円余りというような状況でございます。また、給付費の増額に伴います財源不足を補うために、財政調整基金から1億4,800万円余を繰り入れております。医療保険制度改革によりまして国の財政支援の拡充によりまして、繰入金のうち保険基盤安定繰入金、これの保険者支援分というのが、前年度に比べて7,000万円余り増額となっております。その分、財政支援分を6,750万円とすることによりまして、一般会計の繰入金の総額としましては、前年度対比で1%増の4億8,000万円余りということでございます。歳入のほうの国保税につきましては、前年度対比で金額としては1.2%の減、15億8,000万円余りということでございますが、収納率につきましては、現年度分が93.40%、滞納繰越分が22.37%という状況でございます。

次に、歳出の決算額は86億4,375万6,643円ということで、前年度対比19.8%の増となりました。歳出の主な増額要因につきましては、歳入と同様で、保険財政共同安定化事業の拡大によりまして、これの拠出金が前年度対比で126.8%増となったことのほか、先ほども言いましたように医療給付費が前年度対比で9%増となったことが主な要因でございます。財政調整基金では、前年度の繰越金をもとに1億9,000万円余を一旦積み立てましたけれども、歳入で申し上げたとおり年度末には1億4,000万円余りを繰り入れております。歳入歳出の差引額につきましては1億88万3,776円ということで、この金額を翌年度に繰り越

しております。

次の90ページにつきましては、決算額の科目ごとの状況ですので、御確認をいただきたいと思えます。

91ページにつきましては、歳入歳出の金額での構成比グラフとなっております。歳入では、前期高齢者交付金が一番多くて21.7%を占めておりまして、次いで国庫負担金・補助金が20.6%、共同事業交付金が20.3%、国保税は18.2%などの構成となっております。歳出につきましては、保険給付費が61.7%を占めておりまして、次いで共同事業拠出金が19.4%、後期高齢者支援金が11%などとなっております。

それでは、次の92ページをお願いいたします。92ページの上の段3番につきましては、過去5年間の加入世帯数と被保険者数の状況がございます。24、25年と増加傾向でありましたけれども、26年からは減少傾向に転じているということがございます。

下の段の4につきましては、27年度中の異動事由別の状況ということでございます。枠外にも書いてありますが、4月から3月の異動事由別、それぞれの届出ごとにカウントしてありますので、上の増減数とは一致していないということがございます。

次に93ページをお願いいたします。国保税の収納状況の表でございます。27年の収納率は、先ほども申し上げましたが、現年度分は93.4%ということで、前年度対比では0.26ポイントの減でした。滞納繰越分は22.37%で、前年度対比で4.32ポイントの増ということで、合計では前年度と比べて1.29ポイント増の76.88%という収納率でございまして、過去5年間の中では、高い収納率となったところでございます。

それでは、94ページをお願いいたします。94ページに医療給付費の状況がございます。一番左の欄の療養給付費、これが金額の多いわけでございますけれども、45億5,200万円余ということで、こちらは前年度対比で8.1%伸びてしまいました。一番右の欄の医療給付費の計といたしましては52億8,300万円余ということで、全体では前年度対比で9%という大幅な増となったという結果でございます。

95ページは、出産育児一時金の状況73件で3,022万円余、葬祭費は96件で480万円を給付しております。また下の段につきましては、人間ドック等の補助の状況で680件、1,000万円余を補助しております。概要についての説明は以上です。

それでは、決算書の292、293ページから歳出の事項別明細の説明をさせていただきます。決算書の292、293ページをお開きください。事項別明細書の292、293ページですが、1款1項1目の一般管理費ですけれども、備考欄2つ目の白丸の国保事務諸経費でございますが、この中の主なものにつきましては、下から6つ目の黒ボツの電算化共同処理事業委託料271万円余とその2つ下の黒ボツ、レセプト点検業務委託料210万円余が主なものでございまして、いずれも国保連合会へ委託したものでございます。2目の連合会負担金は、国保連合会への負担金となっております。

2項1目賦課徴収費、備考欄の2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の中の主なものにつきましては、下から3つ目の黒ボツになりますが、税情報等システム使用料の1,084万円余が主なものとなっております。その上の黒ボツ、税情報等システム改修委託料183万円余でございますが、これはマイナンバー制度に伴いますシステム改修の委託料でございまして、これに対しましては3分の2の国庫補助がございました。

それでは、次の294、295ページをお願いいたします。2款1項の療養諸費、これにつきましては、一般

被保険者分と退職被保険者分、また、入院、外来、調剤などの療養給付費、それと柔道整復、針、あんまなどの療養費ということで全部で4つの目に分かれております。1目の一般被保険者療養給付費は、年間で24万件余りという件数で、金額では42億6,600万円余。2目の退職被保険者等療養給付費については1万8,000件余で、金額では2億8,500万円余。3目の一般被保険者療養費、これは7,000件余で金額が5,100万円余。4目の退職被保険者等療養費につきましては500件余で、金額が383万円余となりました。概要でもごらんいただきましたとおり、療養給付費につきましては8.1%、療養費につきましては2.1%と、それぞれ前年より率にして増加したところでございます。5目の審査支払手数料、これにつきましては国保連合会へお支払いした手数料でございます。

2項の高額療養費、これにつきましては1カ月の窓口負担が、その世帯の所得金額に応じまして限度額を超えた場合にお支払いしているもので、一般被保険者分は3,000件余りで、金額で6億2,600万円余、退職被保険者分は217件で、4,800万円余という状況でございます。3目と次のページの4目になりますけれども、高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合にお支払いしているもので、一般被保険者分は10件で44万円余り、次のページになりますが、退職被保険者分が1件で9万4,000円余となったものでございます。

296、297ページのほうになりますが、4項の出産育児諸費と5項の葬祭諸費につきましては、先ほど概要でお話ししたとおり、また出産育児一時金につきましてはの内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、3款1項1目の後期高齢者支援金、これは後期高齢者医療制度の医療費について約40%を支援しているもので、9億4,700万円余を支出をいたしました。

次のページ、298、299ページをお願いいたします。6款1項1目の介護納付金につきましては、介護給付費の約30%を納付しているもので、金額で3億5,300万円余を納付いたしました。

7款1項1目の高額医療費拠出金は、先ほどお話ししましたが、国保連合会が事業主体となりまして、保険者である各市町村の拠出金により、県単位で財政調整を行っている制度でございます。備考欄、1つ目の黒ポツ、高額医療費拠出金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象にしております。また2つ目の黒ポツ、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成26年度までは1件30万円を超えて80万円までの医療費を対象にしておりましたけれども、平成27年度からは80万円までの全ての医療費を対象ということになりまして、それぞれ拠出を行っております。合わせて16億7,700万円余を拠出をいたしました。

次の項につきましては、健康づくり課から御説明をさせていただきます。

○健康づくり課長 8款1項1目特定健康診査等事業費の備考欄、特定健康診査等事業諸経費でございますけれども、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者は、生活習慣病の早期発見を目的とした特定健康診査、特定保健指導の実施を義務づけられているところでございます。備考欄下から2つ目、特定健康診査委託料につきましては、20歳、25歳、30歳から74歳の4,887人に特定健康診査を実施し、引き続き保健指導を実施をし、生活習慣病の予防を図ったものでございます。集団検診につきましては、健康づくり事業団、医療機関による個別検診は、塩筑医師会に委託したものでございます。

○市民課長 それでは、次のページをお願いいたします。300、301ページになります。2目の疾病予防費、

人間ドックの補助金につきましては、先ほどお話ししましたが、備考欄に記載のような内訳で補助をいたしました。

9款1項1目の財政調整基金積立金は、前年度の決算剰余金から1億9,200万円余を一旦は積み立てたという状況でございます。

次のページ、302、303ページをお願いいたします。11款1項3目の償還金3,500万円余でございますけれども、これは療養給付費の国庫負担金の清算に伴いまして、国へ償還した金額でございます。歳出の説明は以上になります。

続いて戻りまして、歳入の御説明をいたします。280、281ページをお願いいたします。280、281ページでございます。1款の国民健康保険税は概要でも御説明いたしましたが、収納率が前年度対比で現年度分は0.26ポイント減の93.40%でしたが、滞納繰越分は4.32ポイント増の22.37%、合計では1.29ポイント増の76.88%という状況でございました。それぞれの金額については、そちらに記載のとおりでございます。

では、次の282、283ページをお願いいたします。3款1項1目の療養給付費等負担金、こちらは国が100分の32を負担するというもので、備考欄1つ目の黒ポツ、一般被保険者の療養給付費に対しまして、9億1,900万円余、2つ目の黒ポツ、後期高齢者支援金対しまして2億8,800万円余、3つ目の黒ポツになりますが、介護納付金対しまして1億1,300万円余が、それぞれ交付をされております。2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担率が4分の1ということで4,300万円余が交付されました。3目の特定健康診査等負担金、こちら負担率は3分の1ということで837万円余が交付されております。

2項1目の国庫補助金のうち財政調整交付金でございますけれども、備考欄1つ目の黒ポツ、普通調整交付金、これにつきましては、一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金などに対して、おおむね7%で交付されるもので3億6,800万円余。次の黒ポツの特別調整交付金につきましては、被保険者の年齢構成や所得水準など、それぞれの保険者の責任によらない特殊事情によって交付されているものでございまして、昨年度は6,076万円余が交付されております。

次の284、285ページをお願いいたします。3款2項2目社会保障・税番号制度システム整備補助金でございますけれども、こちらは歳出のほうで御説明をいたしましたシステムの改修経費に対しまして3分の2、金額にして108万4,000円が国から補助されたものでございます。

4款1項1目の療養給付費等交付金、こちらは退職被保険者の療養給付費に対して、診療報酬支払基金から3億5,800万円余が交付されたものでございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に応じまして、これも社会保険の診療報酬支払基金から18億9,800万円余が交付されたものでございます。

次、6款1項の県負担金につきましては、先ほど国庫負担金でも御説明しましたが、高額医療共同事業負担金については県が4分の1、特定健康診査等については3分の1を県が負担したものでございます。

また、2項1目の財政調整交付金につきましても、普通調整交付金については、県の場合は補助率が6%で金額が2億3,900万円余、特別調整交付金につきましては3%ということで、8,200万円余が県から交付されたものでございます。

次に、7款1項1目の共同事業交付金、これについては、歳出でも説明をいたしました。国保連が事業主体となって財政調整を行っている制度でございまして、高額医療費共同事業交付金につきましては2億900万円余、保険財政共同安定化事業につきましては、15億5,500万円余が交付されております。3節の超高額医療費共同事業特別交付金、これにつきましては平成27年度に限ってのものでございます。医療費の中でも1件420万円を超える医療費については、国保中央会が事業主体となりまして、全国レベルで各都道府県連合会の事業の安定化を図っているという事業がございました。そこで剰余金が生じているということから、27年度に限って交付されたものでございます。705万円余でございます。

9款1項1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までにつきましては、規定に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。また6節のその他一般会計繰入金につきましては、特定健康診査等保健事業費に対するものが2,900万円余、財政支援分が6,750万円ということでございます。

次に、288、289ページをお願いいたします。9款2項1目の基金繰入金でございますけれども、先ほどもお話しましたが、昨年度は医療給付費が大幅に増加いたしまして、その財源不足を補うためということで、基金から1億4,800万円余を繰り入れております。

国保特別会計決算についての説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**永井泰仁委員** 27年度からいわゆる共同事業交付金ですか、あるいは拠出金も7億円から16億円、17億円にふえて、さっき何か全てが該当するようになったという話でしたが、ちょっとこの辺について詳しく説明してください。

○**市民課長** 30年度から財政運営が県単位になるということが決まりましたけれども、それ以前から、国保の財政の各市町村ごとの財政を安定させるために共同で財政調整しようというのが、この保険財政共同安定化事業でやっておりましたけれども、以前は高い医療費を目的として平準化しようというようなことで、30万円以上というようなことで区切りがあったようでございますけれども、いよいよ県単位に移行になるというようなことを見据える中でですね、より広い医療費を対象に共同安定化事業をしようということになりまして、昨年度から1円以上の医療費を対象に、この事業の対象医療費が変わったということでございます。

○**永井泰仁委員** それと市のほうからも当然ですね、一般会計からの繰出金も27年、約6,750万円でしたっけ、これも半額になりましたが、これはやっぱりその影響というか、この共同事業がたくさん交付をされるということがはっきりしたので、27年からこれまでの26年の繰出金を半額にしたという判断でしょうか。

○**市民課長** 財政支援分の繰出金が半額になったのは、この共同事業とは別でございまして。国のほうで、平成30年度に向けて。

○**永井泰仁委員** 簡単に説明してくれりゃいい。

○**市民課長** 繰出金のうちですね、保険者支援分につきまして国のほうで手厚くみようということで、全国で1,700億円を追加で経費を出しました。それを見ますと、先ほどもちょっと説明しましたが、塩尻市で言いますと、26年度に比べてその分が7,000万円ほどふえるという計算になりました。それが見込まれたものですから財政支援分については、6,750万円ということは、半額ということにさせていただいたということでご

ざいます。

○柴田博委員 先ほどあった共同事業交付金の関係ですけれども、歳入の中では共同事業交付金、歳出の方では共同事業拠出金と、それから保険給付費、その3つの関係をもうちよっとわかりやすく説明してもらいたいんですけど。

○市民課長 保険給付費につきましては、医療機関にかかって、実際にかかった医療費の通常ですと3割を国保からお支払いしてる分が医療給付費です。共同事業のほうにつきましては、その医療費を計算の根拠数字といたしまして、全市町村の分を、何て言いますか、分母と分子をそれぞれトータルして計算しまして、塩尻市からは幾ら拠出する。また塩尻市には幾ら交付するというような形で交付されておりますので、保険給付費が伸びれば、県からもらう交付金のほうも、多少ふえるというような関係にはなっております。

○柴田博委員 そうすると、今、保険給付費のほうについては、さっきの件数が何万件でしたっけ、24万件でしたっけ、くらいあったと思うんですが、共同事業交付金のほうも、それと同じ件数ということになるわけですか。

○市民課長 医療費が対象ということですので、そういうことだと認識しております。

○柴田博委員 先ほど説明の中で、保険給付費については3割をって言ってましたが、3割は自己負担ですよ、基本的には、7割だよ。

○市民課長 失礼しました。そうです、3割が窓口の自己負担でございまして、一般的には7割分を国保のほうで負担しているということでございます。訂正させていただきます。

○柴田博委員 そうだよ。それで、もう1つ保険給付費での支払分と、それから共同事業の関係とがちょっとしっくりわからないんですけど、1円以上の医療費について全ての件数を対象に県単位でやっていて、実際にその医療費の7割を医療機関に戻す、戻すというか払うのは、それぞれの市町村がやっているということなんですか。

○市民課長 保険給付費は、それぞれの市町村の国保から国保連を経由ですけれども、医療機関にお支払いしているものでございます。それとは全く別に国保連が、その拠出金を集めて、それぞれまた市町村に交付するという事業は行っております。

○永田公由委員 297ページのね、後期高齢者支援金9億4,000万円というのがあるんだけど、これはどういった性質のものか、ちょっと説明してください。

○市民課長 後期高齢者医療制度というのは75歳以上のことで、別の医療制度になるんですけれども、国保に限らず一般的な社保、協会健保とか、社会保険のほうでも、後期高齢者医療のほうが高齢者なので医療費がかかるということで、それぞれの保険の団体で支援しようという制度になっております。それによって、塩尻市の国保への分が、この9億4,700万円という金額になっております。

○永田公由委員 それで、この9億4,700万円の歳入の分に関しては、見ると国が32%、それと一般の国保税なり退職者の保険税から2億円ちょっとだと思っただけ、そうすると、あと足りない分は、どこが出してるわけですか。どこから出てくるか。

○市民課長 済みません、トータルの数字が、今手元にちょっとすぐ出ないもんですから、後ほどお答えさせていただきますと思います。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 葬祭費が1件5万円で96件交付されていますが、これは他の市も引き続いてこういう葬祭費の交付はやってますか。他市の状況はどうでしょう。

○市民課長 19市とも、この葬祭費の給付はしております。ちょっと手元に資料がありませんが、ほとんどの市が5万円ということで、3市ほどが3万円だったかと記憶しております。

○永井泰仁委員 わかりました。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永田公由委員 301ページにジェネリック医薬品の関係の予算が載っているんですけど、最近調剤薬局へ行くと、これもジェネリックが出ましたって言って、変えませんかというのを、言葉がね、返ってきます。今まではそういうことはあんまりなかったんだけど、最近特にそういうことが、どの患者さんにもどうですかどうですかって、薬局が進めるようになってるんですよ。今、塩尻市の中で、どの程度これが普及してきてるかっていうような調査というものはされてるわけですか。こういった通知出されてるものだから、恐らく見る側に見れば、これだけ安くなってるなって。確かに支払い金額も例え100円でも、200円でも安くはなってるんですよ。

○市民課長 係長のほうから答弁させていただきます。

○国保年金係長 ジェネリック医薬品ですね、数量シェアでお示しさせていただきますと、直近になりますが28年8月時点で医科で出される医薬品、あと調剤薬局で出される医薬品、このうち新薬があるものに対してジェネリックが出ているものについては68.2%ということですね、27年8月と比べますと61.2%からのということで、約7%ほど上昇しているといった形で上昇傾向続いております。

○柴田博委員 299ページの一番下で、特定健診ですけれども、4,887人分ということなんですけど、これは対象になる人の何割くらいになっているのか。最近の状況、ふえているのか減っているのか、その辺も含めてお願いします。

○健康づくり課長 ここでもって対象としていますのは、1万4,108人。ここに上げました20歳から25歳、30歳ないし74歳で4,887人に対する対象者は、1万4,108人ということで、全体の受診率からいくと34.6%でございます。これに対して国のほうでは40歳から74歳ということに言っております、こちらについては、27年度は37.3%で、最近ここ三、四年は、ほぼ横ばい傾向であります。傾向とすればそんなところですよ。

○柴田博委員 当初、特定健診始めたときに、国のほうで何パーセント以上にしなさいというような、そういう指導みたいなのはあったと思うんですが、そういう関係は、今はないわけですか、特に。

○健康づくり課長 国のほうでは、目標を今、60%というふうに定めているところなんですけれども、そこまではなかなか至らなくてですね、これに市のほうでは、この特定健診を受診した人に加えまして人間ドック、あるいは職場健診を受けていただいた方については、そのデータを取得して、これに加えているんですけれども、27年度はまだその実績は出ておりませんが、26年度の実績でいくと、それによって42.1%の方がデータを使って特定健診を受けたと同じ扱いになっている。状況としては、そんなところでございます。

○柴田博委員 データを加えて、合計で四十幾つになったということですね。

○健康づくり課長 そういうことでございます。約5%くらいは、そういったことで、人間ドックなどで上乗せになってデータとしても扱い、それに基づいて保健指導もする、そういったことです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。

議案第7号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 次に、議案第7号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第7号塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。それでは、また決算説明資料の概要のほうからで、説明資料の111ページをお願いいたします。決算説明資料の111ページをお願いいたします。後期高齢者医療の被保険者数につきましては9,133人ということで、前年度対比では2.0%、181人増となっております。

歳入の決算額は、6億7,599万8,977円ということで、前年度対比2.3%、1,505万円余の増となっております。このうち保険料については、前年度対比で1.1%増、5億2,153万円余でございました。歳入の決算額は、6億5,677万9,877円でございます。前年度対比で2.3%、1,445万円余の増となりました。このうち広域連合への納付金は、前年対比で2.1%増の6億4,464万円余ということでございます。歳入歳出差引額につきましては、1,921万9,100円となりまして、翌年度に繰り越したところでございます。この特別会計につきましては、収納した保険料を広域連合へ納付しておりますけれども、出納整理期間中に収入になりました保険料につきましては、翌年度に繰り越して納付するという会計処理をしている関係でこのような金額となっております。

それでは次に、決算書の歳出事項別明細ということで、376、377ページをお願いいたします。決算書の376、377ページですが、1款の総務費は、嘱託員の人件費などが主な支出の1目の一般管理費、また、システム使用料が主な支出になります2項の徴収費などとなっております。

2款1項1目の広域連合納付金につきましては、徴収しました保険料5億2,100万円余、それと一般会計から繰り入れました保険料の軽減分の保険基盤安定納付金というものを1億2,300万円余を広域連合へ納付しております。

歳出については以上で、次に歳入になりますが、戻っていただいて372、373ページをお願いいたしま

す。1 款の後期高齢者医療保険料は、収入済額 5 億 2, 1 0 0 万円余でございまして、収納率は現年度分で 9 9. 7 0 %、滞納繰越分で 4 1. 7 3 %という状況でございます。全体では前年度より 0. 1 2 ポイント増の 9 9. 2 2 %でございました。

3 款 1 項 1 目の社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、マイナンバー制度に伴いましたシステム改修に対しまして、3 分の 2 が国から補助されたものでございます。

次のページの 4 款 1 項の一般会計繰入金につきましては、事務費に対する 1 目の事務費繰入金 1, 0 0 0 万円余、それと保険税軽減分の 2 目になりますが、保険基盤安定繰入金 1 億 2, 3 0 0 万円余をそれぞれ一般会計から繰り入れております。なお、先ほども説明したとおり、保険基盤安定繰入金につきましては、同額をそのまま広域連合へ納付しているという状況でございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○**柴田博委員** 先ほど説明のあった出納閉鎖になってからの期間中のやつは、後から次年度でって話だったんですけど、2 6 年度分のやつは、2 7 年度のこの決算書ではどこにあらわれてくるわけですか。

○**市民課長** 収入のですね、保険料の現年度分というのは、市の会計としましては 2 7 年度に賦課をしました分は、出納整理期間の 5 月末までの歳入につきましては、2 7 年度分として処理をするんですけども、広域連合に納める分につきましては、3 月までの分しか納めておりませんので、4 月、5 月に納まった分については市の決算としては繰越金となりまして、翌年度の納付金にプラスして納めているという状況でございます。

○**柴田博委員** 繰越金に入ってる。そうすると、今の関係だと思んですけど、例えば、歳入のほうで保険料の合計が 5 億 2, 1 5 3 万 9, 1 5 0 円で、歳出のほうで県のほうに納入しているのが、5 億 2, 1 0 8 万円余ですよね。多少違うんですけど、その差はどういうことなんですか。

○**市民課長** その差が出納整理期間中の金額ということに。というか、その差だけじゃないんですけども、何て言うんでしょう、基本的には 1 0 0 集めたら 1 0 0 広域連合に納めるんですけども、それが 3 月までに例えば 8 0 集めて、出納整理期間が 2 0 だったすると、その年に収めるのは、前年度分の出納整理期間の 2 0 なり 2 1 なりと 8 0 を足すもんですから、出納整理期間中だったのが、2 1 だったのか 1 9 だったのかによって、多少差が出るというような状況でございます。

○**柴田博委員** わかりました。

○**委員長** ほかにはどうですか。いいですか。よろしいですね。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第 7 号平成 2 7 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 7 号平成 2 7 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきと決しました。

それでは、10分間休憩したいと思います。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○市民課長 先ほど永田委員さんから御質問がありました後期高齢者支援金の関係でございますが、考え方としては、国の支援が100分の32、あと調整交付金が国と県からそれぞれ9%ずつということで18%、合わせて50%ということになっております。それから不足する分につきましては、保険税の後期高齢者支援金分として徴収するというようになっておりますけれども、決算書の金額だけ見ると支援金の金額に足りないということになります。この拠出金につきましては、概算払いをして翌々年度に清算をされるというような形式になっているものですから、単年度で見ると不足する分は、何て言いましょうか、ここの特別会計の中で賄っているというような形になっております。

議案第11号 塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第11号塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第11号をお願いしたいんですが、議案関係資料のほう用いまして説明をさせていただきます。議案第11号塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。まず、提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

次、概要でございますが、この法の改正によりまして人事評価制度、こういったものが法律に位置づけられました。この人事評価制度をですね、分限など人事管理の基礎とすることとされたことを踏まえまして、職員の意に反する降給、これに関しまして、その事由及び手続きなど必要な事項を定めるものでございます。

新旧対照表につきまして、後ほど御説明をさせていただきます。

条例の施行でございますが、平成28年10月1日から施行をお願いするものでございます。

それでは、9ページの新旧対照表をお願いをいたします。まず、改正案の目的でございます。こちらの改正でございますが、法の規定によりまして、分限処分の手続きと効果は、条例で定めなければならないとされていることに伴いまして、今回、降給を処分に加えることに伴いまして、根拠法の引用条文を加えるものでございます。

次に、第3条から第5条につきまして、今回加えるものでございます。まず3条でございます。こちらには降給の種類を規定してございます。降給の種類は、降格とその2行下にございます降号、この2つがあるということでございます。まず、降格でございますが、その括弧内にその内容を書いてございますが、職員の意に反しまして、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することということでございますが、具体的に申し上げますと2級の主事が1級の主事に降格というものでございます。次に、3行目にあります降号でございますが、職員の意に反しまして、当該職員の降号を同一の職務の級の下位の号俸に変更することでございます。これも具体的に申し上げますと、降号する場合の幅と言いますか、どのくらいをという内容につきましては、

規則の方にごさいますて、2号を後ほど説明いたしますが、2号を下位の号俸ということに規定してございますて、例えば2級の20号俸の職員は、2級の18号俸に降号するという内容でございます。

次、第4条でございます。この降格の事由について規定しているものでございます。まず、任命権者は、職員が降任された場合のほか、降任というのは上位の職から下位の職になるものでございます。例えば課長から課長補佐になる、これが降任でございます。こういった降任をされたほか、次の1号から3号、これに該当する場合は、当該職員を降格することができるという規定でございます。

まず、第1号でございます。職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合、これは総合評価5段階中1という最低の区分である場合。そして、勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認める場合、これは事実の記録カードというものを付けておりますので、そういった勤務実績が良くない場合と認められる場合、こういった場合におきまして、指導、その他市長が定める措置を行ったにもかかわらずということにございます。この措置というものは指針がございまして、繰り返し指導、注意、あるいは担当職の職務の見直し、研修、そういったものでございます。勤務状況が不良な状態が継続するような場合は、分限処分をする可能性があるという警告書を発する、そういった措置を行ったにもかかわらず、10ページでございます。なお、勤務実績良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務を遂行するとすることが困難であると認められるときでございます。

2号でございまして、こちらは心身の故障のために、職務の遂行に支障があつて堪えられないということが明らかである場合ということにございます。

次、3号でございまして、職員が自分の職務の級に分類される職務を遂行することについて、適格性を判断するに足りると認められる事実。この職員は、その職が大丈夫だという判断の中でですね、その適格性を欠くと認められる場合におきまして、先ほど申し上げました指導、あるいは市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお、その状態が改善されないときという、こういった3つのケースにつきまして、降格をすることができるという規定でございます。

なお、先ほど申し上げました降格をされたような場合でございまして。例えば、2級の20号俸の主事がですね、1級の52号俸の、申しわけございませぬ、降格する場合はですね、何号俸から何号俸にというような規定が、実は職員の初任給昇格昇給に関する規則の中にございまして、例えば2級の20号俸の主事は、1級の52号俸の主事という規定になっております。何号俸から何号俸に降格という規定がございまして、そういった形になりますが、簡単に申し上げまして8,500円の減給となります。

次に、第5条降号の事由でございまして。任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位、先ほどの総合評価、最下位の1の段階でございまして、というその場合、そして事実の記録カードによって勤務実績が良くないと認められる場合でございまして、かつ、その職員の職務の級に分類されております職務を遂行することが可能であると認められるけれども、さまざま処置を行ったにもかかわらず、なお、勤務実績が良くないという状態がある場合は、降号をすることができるという規定でございまして。降号につきましては、先ほど申し上げましたように2号俸、下位の号俸とするという規定が、先ほど申し上げました一般職の職員の初任給昇格昇給に関する規則の中に規定してございまして、2号俸、下位の号俸となります。なお、2号俸、下位となるという場合でございまして、各級の若いほうがですね、実は幅がございまして大体2,300円から5,100円の降号によりまして

減給というような形になります。

次に第6条でございます。こちらは従来、第3条に降任、免職及び休職の関係の手續を規定してございましたが、そこに降号というものを加えたものでございまして、なお、さらにそういった降任、免職、休職、降号をする場合は、指導、その他市長が定める措置を行わなければならないと、先ほどの処置を行わなければならないという規定でございまして、さらに2項におきまして、そういった場合は、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならないという規定でございまして、また、3項におきましては、そういった処分を行うときには、書面で当該職員に交付しなければならないという規定でございまして。

そして、第7条でございますが、先ほどの第5条の医師2名を指定してという規定がございましたが、この医師2名に診断を受けるように命ぜらるるんですけども、それに従わなければならないというような規定でございまして。

改正の関係は以上でございますが、人事評価の結果が最下位、いわゆる1というような者はですね、実は、平成22年から私も人事考課制度を設けておりましたが、今までは実はありません。なおさらに、これから出てきた場合でもですね、すぐに減給というような状態ではなくて、指導をさまざまの中で、なおさら、だめだというような場合に、この法の規定が適用されるものでございまして。私からは、以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○永井泰仁委員 今、この中で、4条や何かの中でもですね、心身の故障で、身のほうは大体外見でもわかるが、心の病のほうの関係は、なかなか難しいと思いますが、職員を休職する場合という中で、医師2名を指定、あらかじめ診断を行わせるということですが、医師2名というのは、具体的にもう市は、これからどこどこというふう指定をするのか、どこの診療所ってするか、あるいは市内の病院とか、近隣とか、どういうふう考えていますか。

○人事課長 医師にかかる前にですね、産業カウンセラーによりますメンタルヘルスカウンセリング等をまず受けさせながら、必要に応じて精神科の医師の受診を促すような状態になろうかと思っております。その中で、もし医師2名を指定する場合は、自分が診察を受けているその医師、それと産業医が本市にはございますので、産業医にお願いするというようなことになろうかと思っております。以上です。

○永井泰仁委員 具体的で申しわけない、市があれしている産業医っていうのは、どの先生ですか。どこの。

○人事課長 田村内科の院長先生でございます。

○永井泰仁委員 田村先生。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 降格、降号等を行う場合にですね、いろんな指導なりをして、言ってみれば箸にも棒にもかからなくなったら降格しますよと、こういうことだと思んですけども、最終的にね、そういう判断する機動的なものとは庁内に設けるのか、あるいは誰がっていうことになると理事者が判断するのか、その点についてお伺いします。

○人事課長 最終的に至るまでは、結構長い期間、いろんな対策を設けていくと推測いたしますけども、最終的には理事者の判断をお願いをするということになろうかと思っております。

○委員長 いいですか。

○副委員長 いいです。

○委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号塩尻市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**議案第15号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳入全般、歳出2款総務費、9款消防費、
第2条債務負担行為補正**

○委員長 次に、議案第15号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）を審査いたします。慣例によりまして、歳出から説明をしていただきます。歳出2款の総務費から説明を求めます。

○財政課長 それでは、別冊になります。議案第15号平成28年度一般会計補正予算（第3号）の別冊冊子をお願いいたします。歳出からでございますので、13、14ページをお開きいただきたいと思います。2款1項5目財産管理費、基金積立金でございますけれども、財政調整基金への元金積立金でございます。これは、昨日審査をいただきました平成27年度決算におきまして、実質収支が8億8,277万3,102円ということで決算を打ちました。この2分の1以上を財政調整基金に積み立てるというものでございまして、4億5,000万円を計上するというものでございます。

○企画課長 続きまして、6目企画費のシティプロモーション事業であります。ふるさと寄附金にかかわる業務でありまして、これまでの定例会でもお答えをいたしましたとおり、返礼品発送等につきまして振興公社を想定しておりますが、業務委託をするものであります。委託料677万円余を計上いたしました。あわせて返礼品の梱包にかかわる消耗品20万円を減額するものであります。なお、委託料の内容につきましては、人件費、消耗品費、広告費等であります。以上でございます。

○情報政策課長 続きまして、7目情報開発費をお願いします。右のほうへ行きまして、住民情報等電算システム管理事業でございますが、368万円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、マイナンバー関連のこれから行われる総合テスト、それからデータ交換に必要なシステム改修委託料でございます。内訳でございますけれども、住民記録システム、これが64万円、補助率10分の10、それから税システム144万円、補助率3分の2でございます。それと団体内統合宛名システム160万円、これも10分の10の補助率でございます。今後の予定といたしましては、29年3月までに総合テストを済ませまして、29年7月にスタートを迎えるという予定をいたしております。以上でございます。

○市民課長 それでは、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございますけれども、まず、臨時職員の経費でござい

ますけれども、こちらはマイナンバー制度に対応するための臨時職員でございますが、平成27年度の国の補正予算に伴いまして、本市の3月の補正予算で増額をお願いしました臨時職員の分につきまして、当初予算には計上してございませんでしたので、今回補正をお願いするものでございます。次の郵便料12万3,000円の増額でございますが、これはマイナンバーカードでございますが、交付通知をいたしましたけれども、まだ取りに来られていない方がいらっしゃるために、通知カードのときと同じように取りに来ていただくように再度、郵便等で御案内する経費を増額するものでございます。次の個人番号カード交付事業交付金1,587万8,000円の増額ですけれども、こちらは決算でもお話しました地方公共団体情報システム機構に支払う経費でございますが、国から金額の通知がありましたので、当初予算との差額を補正するものでございます。なお、この費用につきましては、国から補助金が交付されることとなっております、歳入に計上してございます。私からは以上です。

○消防防災課長 続きまして、19、20ページをお願いいたします。9款消防費1項2目非常備消防費、消防団諸経費84万8,000円の増額をお願いするものです。これは7月3日に開催された松本消防協会ポンプ操法大会において、塩尻分団第1部と広丘分団第3部がそれぞれ優勝したため、7月31日に小海町で開催されました長野県消防協会ポンプ操法大会への出場のための経費であります。結果につきましては、ポンプ操法の部で塩尻分団第1部が4位入賞、小型ポンプの部で広丘分団第3部が準優勝、これは優勝チームと1点差であり、大変惜しい結果となりましたけれども、松本消防協会代表として塩尻市を十分アピールできたのではないかと思います。食糧費4万円につきましては、来賓、分団役員の弁当代でありまして、自動車等借上料3万8,000円につきましては、箱型のトラックの借上料であり、テント及び椅子を運搬するためのものです。大会出場交付金77万円の内訳は、塩尻分団第1部のポンプ車の部へ40万円、広丘第3部の小型ポンプの部へ37万円を交付したものであります。

次に3目消防施設費、消防施設整備費253万円の増額をお願いするものです。これは北小野宮前区国道153号線歩道横にあります消火栓と、大出区内にあります消火栓が機能しないことが点検でわかったため、更新する工事費負担金であり、消火活動に支障が出ないようにするため補正をお願いするものでありますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○財政課長 それでは、歳入にまいりますので、9、10ページをお願いいたします。まず、12款の分担金でございます。災害復旧事業分担金3万1,000円でございますけれども、こちらにつきましては、雨水によります東山ため池のネットフェンスの被害の災害復旧に係る地元負担金5%分でございます。

それから個人番号カード交付事業費補助金1,587万8,000円でございますけれども、これは先ほど説明がありました地方公共団体情報システム機構、J-LISでございます。こちらへのカード交付の委任事業費に対する国の10分の10の補助金でございます。次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金320万円でございますが、こちらは先ほど説明がありました総務省関係の総合運用テストにかかわります国の補助金でございます。住民基本台帳システム、それから宛名システムが10分の10、税務システムについては国が3分の2、残りが交付税措置ということでございます。

その次、保育対策総合支援事業費補助金75万円でございますが、これにつきましては、国の交付決定に伴いまして補正するものでございまして、認定こども園が保育業務支援システム、具体的にはタブレットシステムを

導入してICT化を図ります。その導入経費を市が補助をいたします。その市の補助に対します国の4分の3の補助金でございます。次の地域介護・福祉空間整備推進交付金89万3,000円、これにつきましては、老人介護福祉施設グレイスフル塩尻が電動ケアベッドを導入いたします。その経費を市が補助をいたしますけれども、その市の補助に対します国の10分の10の補助金でございます。

次、農業農村整備事業補助金250万円でございます。こちらにつきましては、ため池の耐震性点検調査につきまして、国の割り当て内示によりまして1カ所を追加をいたしまして、国2分の1の補助金を計上するというものでございます。

次の民生児童委員活動費交付金12万8,000円ですけれども、これは民生児童委員の活動費1人当たりの年額800円が引き上げられるということに伴う、県からの10分の10の交付金でございます。

それからおめくりいただきまして説明欄ですけれども、教育費寄付金10万円、こちらにつきましては短歌館の運営に対する寄附金がございましたので、収入を計上するものでございます。

それから、前年度繰越金として5億6,890万6,000円でございます。こちらは決算剰余金8億8,277万3,102円で確定をいたしました。そのうち、この金額を計上いたしまして、今回の補正予算の収支調整を図ったものでございます。したがって、この繰越金と当初予算を差し引きました残りの決算剰余金2億6,886万円、あと残りがございます。これは今後の補正財源として留保しているというものでございます。

それから4、5ページへお戻りいただきたいと思えます。4、5ページにつきましては、債務負担行為補正でございます。ごらんとおり保育園が14園、14の保育園の給食調理業務委託、プロポーザル審査に移行いたします給食調理業務の委託と、右側の5ページの一番下、本定例会に指定議案を提案しております塩尻トレーニングプラザの指定管理につきまして、委託期間、それから指定管理の指定期間、本年度で満了いたしますので、それぞれ期間及び限度額を定めるというものでございます。補正予算については以上でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○永田公由委員 14ページのシティプロモーション事業のふるさと寄附業務委託料についてですが、昨年までは企画課の中で返礼品を送っている業務をやっていたという話ですが、これ、あえて振興公社に670万円も一般財源から出して委託する必要性というのはどこにあるんですか。

○企画課長 前段ですね、27年4月にシティプロモーション係は新設をされて職員3人、それから臨時職員1人で対応してまいりました。27年11月にふるさと寄附金の返礼品を拡充ということで、セイコーエプソン社の主力商品等を追加したところ、業務量が増大をした。当然、寄附額が伸びたわけでございます。その関係です、業務の棚卸しも行いましたし、企画課内の職員の流動態勢もあってやってまいりました。そうした中で、シティプロモーションの関連の事業のほうを優先順位をつけまして、どうしても優先順位を下げた取り組みを中止したもの、また、なかなか取り組めない事業というものが、今ございます。こうした事業に省力化をした分を当てて、シティプロモーション移住定住促進を一体的に進めていきたいという点が1点でございます。もう1点は、ふるさと寄附金の拡充につきまして幅広くですね、市民の皆さん、企業、団体等のお力を借りて、塩尻市の特産品を広くPRしたい。そのためには、民間の発想も必要でありますし、商工会の協力も必要でございますので、振興公社を想定をして業務委託をして、さらにふるさと塩尻のファンをふやしていきたい。この2点がこの

内容でございます。以上です。

○永田公由委員 言わんとしていることはわかるんですけども、単純に考えると85万円で臨時職員を1人、2人っていうふうにならば十分できる作業じゃないんですか。その辺は、どういうふうに考えていますか。

○企画課長 委託料の中身でございますが、臨時職員を1人、振興公社のほうで採用するという内容でありますし、あとはもう1点が特徴がありますが、これも民間活力の事業の中で提案があったんですが、子育て中の母親の就労支援ということで、未満児を家庭で持っている方、なかなか働きたくても働けない、あるいは短時間労働、こういった方に就業の場を提供する必要があるというような内容を受けまして、したがって、そういった短期的なですね、子育て中の女性に対する賃金も盛り込んでございます。母親の就労支援等も含めまして総合的に展開してまいりたいということで組み立てをしたところであります。以上です。

○永田公由委員 そういうことであればね、昨年も11月付近から寄附金がふえて作業が膨大になって、企画課の中で人を流用しながらやっていたという話であれば、なぜこれ、当初予算に盛り込まなかったんですか。

○企画課長 本年度のシティプロモーションの事業につきましても固めた部分がございます。その中で、現行の人数でやりながらもシティプロモーション事業を拡大をしていきたい、あるいは、このふるさと寄附金の事業も拡大していきたいというような制度設計をしておりました。また、ふるさと寄附金の業務につきましても、国の通達等も本年度ありまして、特産品の扱いについては、例えば換金性の強いものでありますとか、電化製品、こういったものは寄附金として慎むようにというような流動的な面もございましたので、それを見据えた上で設計をして、今回御提出をしたという内容でございます。以上です。

○永田公由委員 本来ならね、当初予算で盛るべきであって、このままこの計算でいくとね、あと10、11、12、1、2、3月で半年ですよ。半年で677万円という話になってくると、これ1年通すと1、200万円先の委託料ということになりゃしないです。

○企画課長 この670万円の積算の根拠であります。通常民間の企業にですね、ふるさと寄附金業務を委託している例、全国かなりございます。基本的には寄附金の年額総額のおおよそ10%、9から12%くらいまでということですので、それを上限に設計をしたところであります。昨年実績が1億円、約1億円ございますので、その10%、年額で1、000万円の上限だろうということ、見積もり等の調整等もとりまして年額で677万円、1年の額が1億円とした場合ですね、10%を切るような6%、7%くらいの額ということになりますので、この1億円の想定がさらに本年度、2億円、3億円となるような場合につきましては、また契約を変更してまいりたいということでございます。

○永田公由委員 理解しないけどいいわ。

○副委員長 そもそも677万円の今の話の中で、全国では10%程度が1つの目安だということなんです。これの中身というのは、実際送る作業ですよ。その内訳を教えてください。

○企画課長 先ほど申しました臨時職員の賃金が1人、通年雇用でありますので、これが70万円ほど。それから臨時的な子育て中の母親の就労にかかわるものが270万円。以上が人件費、これは330万円ほどになります。それから消耗品が40万円、それからプロモーション費用というのを新たに盛り込みました。これが240万円になりますが、新聞広告を中心にですね、例えば新聞広告の片面の下4分の1くらいが全国紙の場合、安くても50万円あります。これを数回、やっていきたいということになります。試験的に3月に中日新聞に広告

を出したところ30万円ほどでできたんですが、100万円近い寄附がございましたので、これは有効であるというように、プロモーション費用240万円を盛り込みました。あとは一般管理費が10%で60万円、合わせまして677万円でございます。

○副委員長 そういう話を聞くとね、振興公社側の理屈づけということはわかるんですが、これは一般的に市民の皆さんから見ると、例えばですよ、子育て中のお母さん支援だっていうこともありますけれども、それは、ごめんなさい、言葉は悪いかもしれないけどせこい考え方で、それはごく一部ですよ。それはそれとしてきちんと対策、政策をとるべきで、ごく一部の人の雇用を図ることで、これが子育て中の子供支援対策だっていうことには、イコールにはならないと思うわけなんです。それとですね、もう少しやっぱり税金の使い方というのをきちんと考えていかないと、今までできていたものをここで670万円かけて新たにやるっていう、この税金の使い方ね。仕事をしていく上で必要だっていう、さっきも言いましたけれど振興社側の考えはわかりますよ。でも今までできていたものが何の緊急性もないのに、ここで補正予算を出してくる。当初予算には盛れなかったって、それは何でしたっけ、包括予算制度を取り入れたことではみ出ちゃったんで、ここで補正でやりゃあいいだろうと。うがってみるとね、そういうふうにもとれるわけで、やっぱりきちんとしたお金の使い方とか、予算計上の仕方ってのはしっかり、やるはやるでいいと思うんですけど捉まえて、そういう趣旨というか、本来のあり方、予算計上の仕方というものを捉まえてやるべきだというふうに私は思います。

○企画政策部長 今、副委員長さんのほうから包括予算制度で飛び出た分というような御意見いただきましたけれども、決してそういうことではございませんで、先ほど企画課長からの説明でもございますように、この制度の運用の仕方というのが、国等の総務省もかかわりながら変わってきておりました。なおかつ返礼品の追加というような業務も加わっております。私どものシティプロモーション係3名の体制の中で、ふるさと寄附の事業につきましては目玉事業でもございましたけれども、今年度中に特に移住定住にかかわる事業につきましては、市内の民間事業者との連携を図るというような体制もできまして、そちらのほうにも注力をしなければいけないような事情もございましたし、やはり寄附金の種類、それから品がふえるということにつきましては、市内の商工団体との連携も必要になるだろうと、こんなような総合的な判断の中から補正予算計上をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思いますし、プロモーション費用、それからパート職員の費用も含めての計上でございますけれども、初めてでございますので今年度の取り組みの内容を精査する中で、来年度の予算につきましてはより適切な予算、また改めて計上させていただきたいということでございますので、御理解をお願いいたします。

○副委員長 包括予算制度からはみ出したってことはね、例えて申し上げたんで、こういう緊急性の必要性のないものが、ここでポツと上がってくると、そういうふうにもうがって見たら捉えかねられませんよってことを申し上げてるんで、きちんとそれは捉まえてほしいと思うんですよ。そして総務省との関連もありましたけれども、総務省は、ある一方では、あまり過度に華美にならないようにっていうことも言ってるはずだと思うんですよ。それはある意味逆行することとも、金額、経費がかかっていく上ではですね、捉えられないこともないので、市民の皆さんはどういうふうに見てるかっていうことをやっぱり自分たちも踏まえてもらいたいと思うんですよ。予算の執行は任されてますよ。税金を納めて、市というのは、その執行は任されていますけれども、それはやっぱり市民の皆さんが納得する使い方っていうのは、きちんとやって、説明を求めて理解をされていか

なかったら、独自に市だけがそういった方向をやっていってしまうのは、市民の感情と乖離していくっていう部分があるんで、これはぜひ理解をしておいていただきたいと思います。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで午前の審議を終了したいと思います。午後は1時から陳情の審査を行いますので、よろしく願い申し上げます。

午前11時47分 休憩

午後 0時56分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第16号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 ちょっと先ほどの予定と変わりますが、議案第16号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査します。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第16号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明をいたします。別冊の資料の1ページ目、第1条でございますけれども、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億326万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を87億2,535万6,000円とするものでございます。

特別会計については、ページ順で歳入から説明をさせていただきますので、7、8ページをごらんください。まず、歳入の3款2項3目の国保制度関係業務準備事業費補助金238万1,000円の増額ですけれども、後ほど歳出で御説明いたしますけれども、システム改修に係る委託料に対する国の補助金、10分の10の補助率でございます。

10款1項の繰越金は、前年度の繰越金ですけれども、1目の療養給付費等交付金繰越金につきましては、退職療養給付費交付金償還分として支出します477万4,000円を増額、2目のその他繰越金につきましては、平成27年度の決算によります翌年度繰越金の当初予算との差額を増額するものでございます。

次に歳出、9、10ページをお願いいたします。1款2項1目の賦課徴収費の中の税情報等システム改修委託料の238万2,000円の増額でございますが、これは医療制度改革におきまして、平成30年度の国保財政

運営の都道府県化に向けまして、各市町村の国保事業費納付金、また標準保険料率などを試算をする必要がございます。このシステムにつきましては、国と国保中央会で協力しまして、今、システムを構築しておりまして、10月に各都道府県にシステムが入る予定になっております。それが入った時点で、各市町村からデータを受けまして、事業費納付金、標準保険料率などを計算するというスケジュールになっておりますけれども、そのために必要なデータを抽出して、県へ提供できるようにシステムを改修するという委託料でございます。なお、歳入でも説明しましたとおり、国の補助金が10分の10交付されます。

10款1項1目の財政調整基金積立金は、増額補正をしました前年度の繰越金から12款の諸支出金などを除きました8,036万3,000円を財政調整基金に積み立てたいというものでございます。

次の12款1項3目の償還金でございますけれども、前年度の繰越金のうち、退職被保険者療養給付費の交付金の精算に伴います償還金が477万5,000円の増。それから、国庫支出金の精算による国への償還金が1,574万2,000円の増額となるものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第18号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査をいたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、別冊の議案第18号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明をいたします。別冊の第1条でございますけれども、今回の補正予算案は、歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加しまして、予算の総額を6億9,239万6,000円としたいものでございます。

こちらも歳入から説明をさせていただきますので、7、8ページをお願いをいたします。4款1項1目の繰越金でございますが、平成27年度の決算によりまして、翌年度の繰越金額が確定しましたので、当初予算との差額121万9,000円を増額するものでございます。

次に歳出、9、10ページになります。2款1項1目の広域連合納付金につきましては、保険料等徴収納付金を101万5,000円増額するものですが、出納整理期間中に徴収いたしました前年度の保険料を後期広域連合へ納付するための増額でございます。

また、3款1項1目の保険料還付金20万4,000円の増額ですが、これは27年度の決算で歳入の保険料

の還付未済になっていた金額を今回、増額をするものでございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○**永井泰仁委員** 今の保険料還付金で還付未済が生じたということで、20万4,000円でしたが、これは通常の事務のときにそういうことは生ずるということですか。何か特殊事情で還付未済になったのか。

○**市民課長** 保険料を徴収しておりますけれども、所得構成等によりまして保険料が減額になったというような場合は、その年度中ですと歳入から還付をするわけですが、年度末ぎりぎりになってそういうことが出たような場合には、年度内に還付ができないため、繰越金となって翌年度に歳出から還付をするというような状況でございますので、これは特別なことではなく例年発生し得るものでございます。

○**永井泰仁委員** はい、わかりました。

○**委員長** ほかにどうですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第18号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第18号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、これから陳情のほうへ入らせていただきます。

陳情9月第3号 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情

○**委員長** それでは、これから陳情の関係、やらさせていただきますが、陳情9月第3号原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情の審査を行います。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 陳情者から趣旨説明をお願いいたします。簡潔にお願いを申し上げます。

○**陳情説明者** お手元にありますように、政府のほうに原子力発電所の再稼働を中止するよう求める意見書を提出していただきたく陳情をします。まず資料を2つつけてありますので資料のほうを見ていただきますと、1つは核のごみについての話の資料です。

〔「資料配られてない」の声あり〕

○**陳情説明者** 資料、配られてないですか。つけたんですが。じゃあ、時間をもったいないので後でちょっと見ていただきたいが、本文にも書いてありますように、日本学術会議のほうで、核のごみについて将来世代に対する無責任だということで、そういう記事を資料として1つは載せました。それからもう1つは、鹿児島島の川内原

発のところの地震に関する断層の地図を載せました。両方ともよく報道もされてますし、御存じのところだと思いますが、そういう状態でとても危険な状態であるっていうのと、それから、核のごみについて全く対策が今のところできていないのに再稼働を進めるという政府の方針に対して、中止をするようにという陳情の趣旨です。また資料を見ていただいてあれしていただきたいんですが、もう1つは本文の中で、特に最後のところなんですが、再稼働した5基うちの福井の高浜原発の2基については、司法判断で運転の差し止めとなっていますし、川内原発については御存じのとおり、再稼働に反対する三反園知事が住民の意思を反映して当選をされ、知事になっているというような状況の中で再稼働が進められている。それで、塩尻に関しては、特に高浜は非常に距離も近いですし、それ以上に福島原発事故では、何人の方が塩尻市も含めて避難をされているという状況、それから実際には福島原発についての復旧作業と言いますか、そういうものは遅々として進んでいないという状況がありますので、ぜひ、そういうことを含めて、政府のほうに意見書上げていただきたいという趣旨で陳情しました。よろしく願いいたします。

○委員長 委員より何か御質問はありますか。

じゃあ、私のほうで、1点趣旨の部分ではなく申しわけないんですが、この夏の電力の予備率は必要量の3倍あると、こういう文書になっておるんですが、本当に3倍あるんでしょうか。私、実は電気事業連合会のホームページで見ますとですね、融通しても最低必要量とされる3%以上というようなくだりになっておりましたけれども、3倍あるというのはあれなんでしょうか。必要量の3倍ということですが。

○陳情説明者 一応、多分ピーク時に対してっていう形で3%とかいう数字で発表っていうか、ホームページを見られたんだと思いますが、基本的に通常の平均のものに対する予備率ということで、どういうふうに見るかかっていう話で、随分数値のあれは違ってくるとは思いますが、ちょっとそちらのほうのホームページ、私きちんと見てないので、どういう計算をされたかわからないんですが、私のところの情報だと3倍あるという形で報道されていたものをここに書きました。少なくともとまっていた状態でも、節電等により電気が不足するという話は、ずっとないという話は確かだと思しますので、済みません、そんな説明でよろしいですか。

○委員長 それでは、御意見のほうをお聞きをしたいと思いますので、どうでしょうか。

○永井泰仁委員 陳情の趣旨で一部は理解できるところがございませぬけれども、今のやはり日本の電力需要とかいろんなものを総合的に考えますと、今現在で全面的停止というのはどうであろうかということで、2011年の東日本大震災以降、日本のエネルギーの自給率っていうのは、2010年の19.9%から現在は約6.1%ということで大きく低下をしていると。それから国内で使ういわゆる火力発電等でもございませぬけれども、石油の約87%が輸入に頼っているという状況にございませぬ。そのほかにCO2の問題も増大をしているということで、環境の悪化という面も考えなければなりませんし、それから、この火力発電による燃料代が、年間約3.7兆円増加をしていると。そういうこと中で電気料が産業用では40%値上げになっているということで、これ以上値上げになったらしますと、海外への企業のシフトが進むと、雇用にも大きく影響が出てまいります。それから、再生可能エネルギーの太陽光、風力、木質バイオでございませぬけれども、これはやっぱり自然が条件ということの中で発電量の変化が非常に大きいということでございませぬし、またFIT法による電力の買い取り等ですね、一般の家庭でもこの太陽光が約7%の普及というようなことの中で、1カ月約474円が当初から電気料に上乗せをされているということでございませぬので、これから原発はですね、いずれにしてもCO2の発生が少な

く、発電量の変化に対応できるということで、いわゆる燃料棒を上下することによって発電量がかなり対応できると。それから、最終処理の問題は、確かに国を挙げてもうちょっと時間をかけてやらなきゃならないんですが、現在日本の国内でも3基が稼働しているということでございますが、コスト面等々を考え、そしてまた再稼働はですね、原子力規制委員会の定めたいわゆる世界最高の新基準によって、安全判断や司法による判断ということを見守りながらですね、早く言うとエネルギーミックスということが一番大事で、示されているのが原発が22%、再生エネルギーが24%、水力14%、火力の40%のベストミックスが、現実的だということで随時確認をしながら、安全なものでこの範囲内で再開をしていくということでございますので、願意はよく理解はできますけれども、日本の経済全体を見た段階で、今の段階では廃止というのはちょっと強引過ぎるということの中で、私はこの案は、不採択という考え方でございます。以上です。

○委員長 ほかにどうですか。

○柴田博委員 私は採択して意見書を提出すべきだと思います。それはですね、陳情事項のところに書かれていることは、それぞれもつともでありまして、原子力発電所が動いていなくても予備率はどれくらいあるかというのは別にしましても、電力の不足はないというのは現実問題であります。そういう意味からも動かす必要はないですし、それから現状の中では、火力発電所等の燃料代が高くつくというわけではありますが、これは国民の命と暮らしを守っていくという点から見れば、多少なりとも現状では高くてもやむを得ない部分もあるし、これを再生可能エネルギー等をふやしていくことによって下げていくことは可能だというふうに思います。そういう意味からも動かす必要はない。さらに、この中にも書いてありますが、本当に1基でも動かせば、それだけ放射性廃棄物がふえるということで、放射性廃棄物の処分方法が全然定まっていない、どうやったらいいかわからない。だけど放射性廃棄物はあふれてくる。そういう現状の中で、これ以上放射性廃棄物をふやすということは、これから先の日本だけで言えば、日本国民にとって決していい方向ではないというふうに思います。それから、あと今、福島原発の事故の問題もここに書かれているとおり、まだ解明されてないわけですけども、これがまたどこかで地震等によりどっかの発電所で動いてない原発であっても、燃料は貯蔵されているわけですので、そこで問題が起こればまた大事故につながることも予想される。そういう意味から言えば、今の時点で何も原発を再稼働していくという、そういう危険を冒す必要はないんで、今、再稼働しているところも、福井のようにとめていくことが求められると思います。そういう意味では、政府として、原発にはもう頼らないという方向を行っていただくようお願いをしたいなというふうに思っています。報道されてますようにもんじゅもね、結果的にはもうやめるということになりそうですので、そういう意味からも、これからの原発頼みという姿勢については、改められていかなきゃいけないかなというふうに思います。そういう意味で、この陳情については、採択して意見書を提出すべきだと思います。以上。

○委員長 ほかにどうですか。

○永田公由委員 前回も同じような陳情が出されて、請願も出されたときに、私は採択ということでしてますし、状況が変わったわけでありませんで、今回の陳情については採択すべきだというふうに考えております。理由とすればですね、やはり福島へ行って見たときに、あの原発によって出た除染された土を盛った黒い袋が数えきれないほどあって、人家の前にも積まれてて、じゃあ一体これをどうやって処理するのか、そしてまだ、放射能があつた原発からは出てるという状況を考えたときに、やはり人間の力で制御できないものをこれからも動かして

いくというのは、やめるべきだと。ただ永井委員さん言われるように、経済を考えたときには確かに安い電力も必要だということはよくわかりますけれども、できる限り早い段階でゼロにしていくのがやはり将来に対する私たちの責任ではないかというふうに思いますし、今、ヨーロッパではドイツを中心にして原発を廃止という方向に動いているというような状況を考えてもですね、日本としては、福島原発というあの教訓をもとにして、限りなくゼロにしていくということが必要ではないかという考えで、私は、この陳情は採択ということで考えております。

○副委員長 この陳情の趣旨は本当によくわかりますし、個人的にはですね、原発なんかないほうがいいかなというふうには基本的には考えています。ただ、その中でですね、現時点で即、原子力がなくて日本の電力需要を賄えるのか、それはやはり代替となる水力、火力あるいは、エネルギーミックスの問題もあろうかと思えますので、私は、前回のこれに似たようなものがあつたときにも申し上げたんですが、日本のエネルギー対策について、そういったことについてしっかりとですね、議論をまずすべきだというふうに思うわけでありまして。その中では、話が詰まっていけば、必然的にこの原子力発電のあり方というものも出てくると思いますし、ただ現実的に今即ということになればですね、そう言った単にエネルギーの問題もありますけれども、ここに働く従業員の皆さんもいますし、そこに立地する市町村の存続等にもかかわってくる問題等も出てくるというふうに思いますので、まずきちんと全体的な議論をしてですね、その先に方向性が見えてくるのかなあというふうに思うわけでありまして。したがって、日本のエネルギー政策について即議論をしろという陳情であれば、もろ手を挙げて僕は賛成をしますけれども、今の時点で逆に全部火力にしろって陳情が上がってきても、これはちょっと賛成できないというわけでありまして、そういった意味で現時点では、私は採択できないという立場で申し上げたいと思います。

○委員長 全員の意見聞かなんでもここで。いいよね。

○陳情説明者 ちょっといろんな見解はあると思いますが、1つは電力の話で原子力発電所ということで陳情させていただいたので、電力は残念ながらためておくことができないので、そこが非常に問題で、今、蓄電技術が随分発達してきています。それなので、そういう意味で、せっかくなつくって余ったものについては全部使わないでなくしてしまうか、それともそれを使うようにということでオール電化みたいなことをやっていますが、それは非常に逆に言うと無駄遣いをしているんじゃないかというところが1点。それから、温暖化の問題ですが、温暖化はCO₂の排出量だけを言っていますが、原発は御存じのとおり全部海沿いにあります。なぜ海沿いにあるかという、そこで出てきた熱を全部海に逃がしています。なので、CO₂は排出しないかもしれませんが、海の温度を随分上げていますので、そういう意味では、温暖化に対しては、原発はベターな方法とは決して言えないというところがありますので、その辺も含んでいただいて検討していただきたいなあということで、済みませんが、追加させていただきました。

○委員長 それでは、採択と不採択の二通りの意見が出されております。採決は挙手にて行いたいと思います。なお挙手をしない委員におきましては不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手少数」〕

○委員長 挙手少数です。よって当委員会の審査結果は不採択ということで決し、陳情9月第3号原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情につきましては、不採択とすることに決しました。

ありがとうございました

(継続審査) 陳情 6 月 第 1 号 「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情

○委員長 次に、継続審査となっております陳情 6 月 第 1 号「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情についてを審査を行います。今、資料を配付させていただきましたが、委員より御質問、御意見等ありますか。

○永井泰仁委員 この緊急事態法の制定はですね、既に長野県とか、長野市とか、松本市、上田とか、大半の長野県下では大きな市はほとんど採択をしている状況ではございますが、いわゆる今までいろんな法律があったわけではございますけれども、国民保護法というようなものは、有事の場合のみにしか適用できないとかですね、それから災害対策基本法は、いわゆる県知事、実際の長が一番の指揮官になるということではございますが、最近の大規模の自然災害とか、緊急事態を見たときにはですね、やはりこの緊急事態法の基本法というものを制定する必要が出るんじゃないかということで、やはりこのマルチハザードの中身を見ますと、地震とか、津波、大噴火、洪水とかですね、原発事故、大事故、化学兵器とか、テロ攻撃とかですね、それからサイバーテロとかバンデミング、あるいは紛争、有事というようなことで、何が勃発するかわからないという経過の中で、やはりこれはですね、内閣総理大臣首相官邸の統制下のもとに、警察、消防、それから海上保安庁、自衛隊等々ですね、いろんな国の省庁が一斉に活動をして連携をしていくということで、基本法の制定は大事じゃないかということでありまして、それから平成 16 年に当時の民主党、自民党、公明党の 3 党が合意してですね、この制定はすべきじゃないかということで、これまでちょっと延びてきているわけではございますが、これらのいろんな災害が大規模化したりですね、それからサイバーテロ等も本当に世界の中では危惧される状況になってきているということを見ますと、やはり内閣総理大臣が指揮をとってですね、それぞれの国の機関、県の機関が連動していくような形の中で、私はこの緊急事態基本法の制定は定めてもいいと思いますし、それから、有事だけじゃなくて、ほかのことも若干心配されていることも懸念されるということも、この前のときに話は出てますんで、私は最終的にですね、全面的ということでもなくて反論もあると思いますが、この内容からして趣旨採択が適当だというふうに、私は考えております。以上です。

○柴田博委員 私は、この陳情については不採択にすべきだと思います。その理由についてはですね、これは本会議場での一般質問の中でもちょっと出てましたけれども、やはり災害が起きたときの対処等について問題があるからということですが、それについては今ある法律ですね、災害対策基本法という法律があるわけで、それに従って対処すれば別に問題はないというふうに言われてますし、実際にそういう措置を図った首長さんたちの意見からいっても、そういうものは今のところ必要ないんじゃないかということになっているようですので、そういう意味からも必要はないと。それからもう 1 つ、陳情については新たな法律をとということですけども、自民党の憲法改正草案の中に、この緊急事態条項というのも入ってまして、その中身で見ればですね、やっぱりつくことのメリットよりもつくったことのデメリットのほうが大きいという意味で、やはり問題だというふうに思います。それは、一度そのときの内閣が判断して緊急事態を宣言すればですね、国会で法律をつくるということをしなくても、内閣の判断で法律と同じようなものを発行できる、できてしまう。それによって国民が義務を負わされる、そういう事態になるというふうに言われています。自民党の改憲草案の中で、いろいろと自民党も

Q&Aみたいなものをいろいろ発表してはいますが、その中を見てもですね、今、先ほども永井委員さんのお話の中にありましたけれども、国民保護法とかできて、ある程度やることは決まっているわけですが、その中でも一番問題になっているのは、国民へのいろいろな協力については、協力を求めるということしか言えないわけですね、現状の中では。それを国民に義務を負わせるということになっていないところに問題があるというふうに今言っています。そういう意味で、今以上に国民に不利益がこうむるような中身になる可能性が強いということで、そういう意味からも、こういう法律はつくるべきではない。それから国民の命や体、財産を守るという意味からもですね、そういう意味からもより人権を制限させるような、そんな中身のものになる可能性が強いものについては、やめたほうが良いということでもありますので、何も今の時期に新しい法律をつくってまで緊急事態の關係の法律を整備する必要はないというふうに思いますので、不採択としたいと思います。

○委員長 ただいま審査の中で趣旨採択の意見が出されましたが、趣旨採択とするかをまず諮りたいと思います。

○柴田博委員 趣旨採択もそうやって諮るの。

○委員長 そうです。趣旨採択という意見が出たときには、そこで趣旨採択をまず最優先に諮るということになっていると思います。

○柴田博委員 そうでしたっけ。

○永井泰仁委員 そういうことになってるでしょう。

○委員長 いいですね。

○柴田博委員 はい。

○永田公由委員 ちょっと永井委員さんにお伺いしますが、趣旨採択ということになると意見書はどうするということにお考えですか。

○永井泰仁委員 私は趣旨採択になれば、あえて意見書は出さなくてもいいのではないかという判断です。

○永田公由委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか、進めていって。

陳情6月第1号「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手多数」〕

○委員長 挙手多数ということで、陳情6月第1号「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情につきましては、趣旨採択ということに決しました。

○柴田博委員 ちょっといいですか、質問ですけど。どこの部分を趣旨採択したかっていうようなことはいいんですか。趣旨採択という言葉だけで、何をどう採択したのか、これじゃわかりませんが。

○永井泰仁委員 この陳情の内容の中でかなり共鳴のできる部分ということで、先ほど私が申し上げたようなテロのことだとか、消防、警察、自衛隊とかですね、それか3党合意の内容もここに載っているということで、だから、これについての願意は理解ができるので、全部が全部ということじゃなくてね、私は、これはウエートから言うと8割くらいの部分については、いいのではないかということで趣旨採択ということで願意を酌んだと、こういうことでもあります。

○委員長 そういうことです。それでは、陳情につきましては、以上でよろしいでしょうか。

それでは、これで案件全て終わりましたので、理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。済みません、継続審査ね。

閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いをいたします。本委員会が所管しております企画政策部、市民生活事業部、総務部において、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○**委員長** じゃあ、継続審査ということね。済みません、継続審査につきましては、議長にお願いをします。それでは、理事者から挨拶があればお願ひします。

理事者挨拶

○**副市長** 一言お礼を申し上げます。2日間にわたりまして御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての案件につきまして御承認をいただきました。審査の中でいただいた御意見、御要望、御指摘事項等々につきましては、これからの行政の中で十分に生かしてまいりたいというふうに考えております。どうも大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で、9月定例会の総務生活委員会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

午後1時36分 閉会

平成28年9月15日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印